

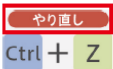

『新・社会と情報』教科書 訂正のお願い

令和2年4月に供給させていただきました教科書におきまして、以下の訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、訂正内容にご留意のうえご指導いただきたく、謹んでご連絡申し上げます。来年度の教科書(令和3年4月供給予定)につきましましては、訂正済みにて供給させていただきます。

ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本文教出版株式会社

No	訂正部分		原 文	訂 正文																		
	ページ	行																				
1	32	表	<table border="1"> <tr> <td>意匠権</td> <td>工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)</td> <td>死後50年 (映画は公表後70年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)</td> <td></td> </tr> </table>	意匠権	工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる	20年	著作権	著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)	死後50年 (映画は公表後70年)	著作隣接権	情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)		<table border="1"> <tr> <td>意匠権</td> <td>工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)</td> <td>死後20年 (映画は公表後70年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)</td> <td></td> </tr> </table>	意匠権	工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる	25年	著作権	著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)	死後20年 (映画は公表後70年)	著作隣接権	情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)	
意匠権	工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる	20年																				
著作権	著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)	死後50年 (映画は公表後70年)																				
著作隣接権	情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)																					
意匠権	工業製品で量産可能なデザインを独占的に利用できる	25年																				
著作権	著作物を他者が利用するときに許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利(財産権) 著作物の利用に際し、著作者の人格的な利益を保護するために与えられている権利(人格権)	死後20年 (映画は公表後70年)																				
著作隣接権	情報の伝達に関する権利(許諾を与えたり禁止したりすることができる経済的な権利と、実演家の人格的な利益を保護する権利がある)																					
2	154	2	<1970年5月6日公布, 2016年5月27日改正(抜粋)>	<1970年5月6日公布, 2020年6月12日改正(抜粋)>																		
3	154	右段 38	<p>第三十条(私的使用のための複製) 著作権の目的となつてい著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合 二 技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、<u>その事実を知りながら行う場合</u> 	<p>第三十条(私的使用のための複製) 著作権の目的となつてい著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合 二 技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、<u>特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合</u> 四 <u>著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。)</u>を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合 																		
4	155	左段 22～25	<p>第三十五条(学校その他の教育機関における複製等) 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における<u>使用</u>に供することを目的とする場合には、<u>必要と認められる限度</u>において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び<u>形態</u>に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p>第三十五条(学校その他の教育機関における複製等) 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における<u>利用</u>に供することを目的とする場合には、<u>その必要と認められる限度</u>において、公表された著作物を複製し、<u>若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達</u>することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに<u>当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様</u>に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>																		
5	155	左段 39～42	<p>第四十七条の三(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等) プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において<u>利用</u>するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし、当該<u>利用</u>に係る複製物の使用につき、<u>第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第四十七条の三(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等) プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において<u>実行</u>するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該<u>実行</u>に係る複製物の使用につき、<u>第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。</u></p>																		

6	155	右段 1	の死後 <u>五</u> 十年を経過するまでの間、存続する。	の死後 <u>七</u> 十年を経過するまでの間、存続する。
7	155	右段 4～5	第五十三条(団体名義の著作物の保護期間) 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>五</u> 十年(その著作物がその創作後 <u>五</u> 十年以内に公表されなかつたときは、その創作後 <u>五</u> 十年)を経過するまでの間、存続する。	第五十三条(団体名義の著作物の保護期間) 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>七</u> 十年(その著作物がその創作後 <u>七</u> 十年以内に公表されなかつたときは、その創作後 <u>七</u> 十年)を経過するまでの間、存続する。
8	155	右段 34, 38	2. プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。 6. 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作物人格権を侵害する行為とみなす。	5. プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。 11. 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作物人格権を侵害する行為とみなす。
9	資料 22	右下		

この内容についてのお問い合わせ先 編集部直通 03-3389-9351